

ばた山の崩壊の防止に関する事業の助成及び監督に関すること。

四十八 農山漁村に滞在しつつ行う農林漁業の体験その他の農山漁村と都市との地域間交流に関すること。

四十九 市民農園の整備の促進に関すること。

五十 主要食糧の生産、集荷、消費その他需給の調整に関すること。

五十一 主要食糧の輸入に係る納付金の徴収その他輸入の調整に関すること。

五十二 主要食糧の買入れ及び売渡しの価格の決定並びに主要食糧の価格の安定に関すること。

五十三 輸入飼料の買入れ、保管及び売渡しの実施に関すること。

五十四 農産物検査法（昭和二十六年法律第四十四号）の規定による農産物の検査に関すること。

五十五 森林資源の確保及び総合的な利用に関すること。

五十六 林野の造林及び治水、林道の開設及び改良その他の森林の整備に関すること。

五十七 森林の経営の監督及び助成に関すること。

五十八 保安林に関すること。

五十九 森林病害虫の駆除及び予防その他の森林の保護に関すること。

六十 林野の保全に係る地すべり防止に関する事業に関すること並びに林野の保全に係るぼた山の崩壊の防止に関する事業の助成及び監督に関すること。

六十一 國土緑化の推進に関すること。

六十二 木材その他の林産物及び加工炭の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整に関すること。

六十二の二 脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成二十二年法律第三十六号）第六十二条の二項第六号に規定する事務

六十三 林業経営の改善及び安定に関すること。

六十四 林業技術の改良及び発達並びに普及交換に関すること並びに林業・木材産業改善資金の貸付けについての助成に関すること。

六十五 国有林野の管理経営に関すること。

六十六 水産資源の保存及び管理に関すること。

六十七 水産資源の保存及び管理に関すること。

六十八 漁業の指導及び監督に関すること。

六十九 外国人が行う漁業及び水産動植物の採捕の規制に関すること。

七十 遠洋漁業及び沖合漁業に係る漁場の維持及び開発に関すること。

七十二 栽培漁業の促進その他海洋水産資源の開発の促進に関すること。

七十三 游漁船業の発達、改善及び調整に関すること。

七十四 水産物の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整に関すること。

七十五 水産業専用物品及び水の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整並びに水産用石油類その他水産業専用物品以外の水産用資材にあっては、経済産業省の所掌に属するものを除く。

七十六 水産業経営の改善及び安定に関するこ

七十七 水産に関する技術の改良及び発達並びに普及交換に関するこ並びに沿岸漁業改善資金の貸付けについての助成に関すること。

七十八 独立行政法人北方領土問題対策協会の行う資金の貸付けに関するこ

七十九 沿岸漁業の構造改善に関するこ

八十 漁船の建造の調整、登録及び検査に関するこ

八十一 漁港の修築、維持管理及び災害復旧その他の漁港に関するこ

八十二 漁港の区域に係る海岸の整備、利用、保全その他の管理に関するこ

八十三 農林水産業に係る保護増殖事業（絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）第六条第一項第六号に規定する保護増殖事業をいう。）

八十四 政令で定める文教修施設において、所掌事務に関する研修を行うこと。

八十五 農林水産技術についての試験及び研究に関するこ

八十六 前各号に掲げるもののほか、法律（法律に基づく命令を含む。）に基づき農林水産省に属させられた事務

八十七 前項に定めるものほか、農林水産省は、前項に定めるものほか、当分の間、本省に那覇植物防疫事務所を置く。

任務に関連する特定の内閣の重要な政策について、当該重要な政策に関する閣議において決定された基本的な方針に基づいて、行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整に関する事務をつかさどる。

第三章 本省に置かれる職及び機関

第一節 特別な職

（農林水産審議官）

第五条 農林水産省に、農林水産審議官一人を置く。

（設置） 第二節 審議会等

第六条 本省に、農業資材審議会を置く。

2 前項に定めるもののほか、別に法律で定める

本省に置かれるものは、次の表の上欄に掲げる

ものとし、それぞれ同表の下欄に掲げる法律（これらに基づく命令を含む。）の定めるところ

による。

2 農林水産大臣は、植物防疫所の所掌事務の全

部又は一部を分掌させるため、所要の地に、植

物防疫所の支所又は出張所を設けることができる。

3 植物防疫所の名称、位置、管轄区域及び内部組織並びに支所又は出張所の名称、位置、所掌

事務及び内部組織は、農林水産省令で定める。

（那覇植物防疫事務所）

第十条 那覇植物防疫事務所は、前条第一項各号に掲げる事務をつかさどる。

2 農林水産大臣は、那覇植物防疫事務所の所掌事務の一部を分掌させるため、所要の地に、那

霸植物防疫事務所の出張所を設けることができ

る。

3 那覇植物防疫事務所の位置、管轄区域及び内

部組織並びに出張所の名称、位置、所掌事務及

び内部組織は、農林水産省令で定める。

（動物検疫所）

第十一条 動物検疫所は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六条）の規定による輸出入動物その他の動物に対する輸出入検査その他の措置

二 輸出入動物に対する狂犬病予防法（昭和二十一年法律第二百四十七号）の規定に基づく検査

三 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第一百四十四号）の規定による輸入動物に対する検査及びこれに基づく措置

四 輸出入動物の健康検査

五 動物用生物学的製剤及び予防用器具の保管、配布、譲与及び貸付け

（植物防疫所）

第九条 植物防疫所は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 輸出入植物、病菌害虫が付着するおそれがある輸出入物品又は輸入病菌害虫の検査及び取締り並びに病菌害虫の調査及び研究

二 植物防疫法（昭和二十五年法律第一百五十一号）第二十三条第一項の規定による発生予察事業の実施

六 委託を受けて動物その他の物に対する検査又は消毒を行うこと。

五 部又は一部を分掌させるため、所要の地に、動物検疫所の支所又は出張所を設けることができる。農林水産大臣は、動物検疫所の所掌事務の全部又は一部を分掌させるため、所要の地に、動物検疫所の支所又は出張所を設けることができる。

四 第二条 本省に、農林水産技術会議を置く。
第一項に定めるもののほか、別に法律で定めるところにより農林水産省に置かれる特別の機関で本省に置かれるものは、次のとおりとする。
（設置）
（農林水産技術会議）

三 第二節 特別の機関
（農林水産・食品輸出本部
木材利用促進本部
農林水産技術会議）

二 第二条 本省に、農林水産技術会議を置く。
第一項に定めるもののほか、別に法律で定めるところにより農林水産省に置かれる特別の機関で本省に置かれるものは、次のとおりとする。
（設置）
（農林水産技術会議）

一 第二節 特別の機関
（農林水産・食品輸出本部
木材利用促進本部
農林水産技術会議）

六 第二節 特別の機関
（農林水産・食品輸出本部
木材利用促進本部
農林水産技術会議）

五 第二節 特別の機関
（農林水産・食品輸出本部
木材利用促進本部
農林水産技術会議）

四 第二節 特別の機関
（農林水産・食品輸出本部
木材利用促進本部
農林水産技術会議）

三 第二節 特別の機関
（農林水産・食品輸出本部
木材利用促進本部
農林水産技術会議）

二 第二節 特別の機関
（農林水産・食品輸出本部
木材利用促進本部
農林水産技術会議）

一 第二節 特別の機関
（農林水産・食品輸出本部
木材利用促進本部
農林水産技術会議）

会員及び委員は、農林水産業及び食品産業その他の所掌に係る事業並びに農林漁業従事者の生活に関する試験及び研究に関する学識経験のある者又は農林水産省の職員のうちから、農林水産大臣が任命する。

4 3 会長及び委員の任期は、四年とする。
会長及び委員は、再任されることができる。

第十五条 農林水産技術会議の事務を処理させるため、農林水産技術会議に事務局を置く。

2 事務局に事務局長を置く。

第十六条 第十二条第一項及び前二条に規定するもののほか、農林水産技術会議の組織及び運営に關し必要な事項は、政令で定める。

(食育推進会議)

第十七条 本省に、次の地方支分部局を置く。

(設置) 地方農政局
北海道農政事務所

第十八条 地方農政局は、農林水産省の所掌事務のうち、次に掲げる事務を分掌する。

一 第四条第一項第三号から第五号まで、第七号から第十一号まで、第十二号(輸出に係るものに限る。)、第十四号から第十六号まで、第十八号から第二十号まで、第二十一号(病害虫害の防除及び家畜の衛生に係るものに限る。)、第二十二号、第二十三号から第二十四号まで、第三十号、第三十一号、第三十四号(助成に係るものに限る。)、第三十五号(農業信用基金協会の業務の監督に係るものに限る。)、第三十六号、第三十九号から第五十号まで、第五十一号(納付金の徵収に係るものに限る。)、第五十三号、第五十四号、第七十

四号（水産物の流通の改善に係るものに限る。）及び第八十六号に掲げる事務、二、農林水産業及びこれに從事する者に関する統計その他の農林水産省の所掌事務の作成及び提供並びにその作成に必要な調査に関する事項を規定する。

三、農林水産省の所掌事務に係る情報の収集、整理、分析及び提供に関する事項。

四、農林水産省の所掌事務に関する相談に関する事項。

二、地方農政局の名称、位置、管轄区域及び内部組織は、政令で定める。

（事務所若しくは事業所又はこれらの支所）

第十九条 農林水産大臣は、地方農政局の所掌事務のうち、第四条第一項第四十五号から第四十七号までに掲げる事務の一部を分掌させるため、所要の地に、地方農政局の事務所若しくは事業所又はこれらの支所を置くことができる。

地方農政局の事務所若しくは事業所又はこれらの支所の名称、位置、管轄区域、所掌事務及び内部組織は、農林水産省令で定める。

（北海道農政事務所）

第二十条 北海道農政事務所は、農林水産省の所掌事務のうち、次に掲げる事務を分掌する。

一、第四条第一項第四号、第五号、第七号、第十号、第十一号、第十二号（輸出に係るものに限る。）、第十四号、第十五号、第二十四号、第二十五号、第五十号、第五十一号（納付金の徴収に係るものに限る。）、第五十三号、第五十四号、第七十四号（水産物の流通の改善に係るものに限る。）及び第八十六号に掲げる事務。

二、農林水産業及びこれに從事する者に関する統計その他の農林水産省の所掌事務に係る統計の作成及び提供並びにその作成に必要な調査に関する事項。

三、農林水産省の所掌事務に係る情報の収集、整理、分析及び提供に関する事項。

四、農林水産省の所掌事務に関する相談に関する事項。

二、北海道農政事務所の位置及び管轄区域は、政令で定める。

三、北海道農政事務所の内部組織は、農林水産省令で定める。

(長官) 第二十二条 林野庁の長は、林野庁長官とする。
(任務) 第二十三条 林野庁は、森林の保護培養、林木産物の安定供給の確保、林業の発展、林業者との福祉の増進及び国有林野事業の適切な運営を図ることを任務とする。
(所掌事務)
第二十四条 林野庁は、前条の任務を達成するため、第四条第一項第二号、第三号（業務及び会計の検査に係るもの）を除く）、第四号、第五号、第十号、第十一号、第十二号、第十三号、第三十三号、第三十四号、第三十九号、第四十八号、第五十五号から第六十六号まで及び第八号、第十三号から第八十六号までに掲げる事務をつかさどる。
第二十五条 別に法律で定めるところにより農林水産省に置かれる審議会等で林野庁に置かれるものは、林政審議会とする。
林政審議会については、森林・林業基本法（昭和三十九年法律第百六十一号）。これに基づく命令を含む。の定めるところによる。
第三款 地方支分部局
(森林管理局)
第二十六条 林野庁に、地方支分部局として、森林管理局を置く。
森林管理局は、林野庁の所掌事務のうち、次に掲げる事務を分掌する。
一 森林管理局は、林野庁の森林の管理を行ふこと（国有林野と一体として民有林野の整備及び保全を行うことを含む。）。
二 民有林野の造林及び森林の経営の指導並びに森林治水事業の実施に関する事。
三 林野の保全に係る地すべり防止に関する事業の実施に関する事。
四 森林管理局の職員の服制は、農林水産省令で定める。
(森林管理局の所掌事務の特例)
第二十七条 森林管理局の所掌事務のうち沖縄県の区域に係るものについての前条第二項の規定

附 則（平成二十六年六月一三日法律第六 （施行期日）七号）抄	附 則（平成二七年五月二九日法律第三 （施行期日）〇号）抄	附 則（平成二七年五月二九日法律第三 （施行期日）一號）抄			
<p>第一条 この法律は、独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十六号。以下「通則法改正法」という。）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>第二条 この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の規定によつてした又はすべき処分、手続その他の行為であつてこの法律による改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条において「新法令」という。）に相当の規定があるものは、法律（これに基づく政令を含む。）に別段の定めのあるものを除き処分、手続その他の行為とみなす。</p> <p>（その他の経過措置の政令等への委任）</p> <p>第三十条 附則第三条から前条までに定めるもののはか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令（入事院の所掌する事項については、人事院規則）で定める。</p>	<p>第一条 この法律は、平成二十七年十月一日から施行する。</p> <p>（処分、照会等に関する経過措置）</p> <p>第二条 この法律の施行前に地方農政局又は北海道農政事務所の地域センターの長が法律又はこれに基づく命令の規定によりした認定その他の処分又は契約その他の行為（以下「処分等」という。）は、当該地域センターの長の管轄区域を管轄する地方農政局長又は北海道農政事務所長がした処分等とみなし、この法律の施行前に法律又はこれに基づく命令の規定により地方農政局又は北海道農政事務所の地域センターの長に対してもした照会その他の行為（以下「照会等」という。）は、当該地域センターの長の管轄区域を管轄する地方農政局長又は北海道農政事務所長に対してもした照会等とみなす。</p> <p>（政令への委任）</p> <p>第四条 前二条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。</p> <p>（政令への委任）</p> <p>第五条 附則（平成二七年九月一一日法律第六 （施行期日）六号）抄</p>	<p>第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、附則第二項の改正規定及び附則第四条から第六条までの規定は、公布の日から施行する。</p> <p>（施行期日）</p> <p>附 則（平成二七年五月七日法律第十八 （施行期日）二号）抄</p>	<p>第一条 この法律は、平成二十七年三月三一日法律第六 （施行期日）一号）抄</p>	<p>第一条 この法律は、平成二十七年三月三一日法律第六 （施行期日）一号）抄</p>	
<p>第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>第二条 目次の改正規定（「第二十九条の二」を「第二十九条の三」に改める部分に限る。）及び第四章中第二十九条の二の次に一条を加える改正規定並びに附則第五条の規定は、平成二十七年十月一日</p>	<p>第一条 この法律は、平成二九年三月三一日法律第一 （施行期日）〇号）抄</p>	<p>第一条 この法律は、平成二九年四月二一日法律第一 （施行期日）九号）抄</p>	<p>第一条 この法律は、平成二九年六月二日法律第五 （施行期日）一号）抄</p>	<p>第一条 この法律は、平成二九年六月二三日法律第七 （施行期日）四号）抄</p>	<p>第一条 この法律は、平成二九年六月二三日法律第七 （施行期日）一号）抄</p>
<p>第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>第二条 目次の改正規定（「第二十九条の二」を「第二十九条の三」に改める部分に限る。）及び第四章中第二十九条の二の次に一条を加える改正規定並びに附則第五条の規定は、平成二十七年十月一日</p>	<p>第一条 この法律は、平成二九年九月一八日法律第七 （施行期日）九号）抄</p>	<p>第一条 この法律は、平成二九年九月一八日法律第七 （施行期日）二号）抄</p>	<p>第一条 この法律は、平成二九年九月一八日法律第七 （施行期日）二号）抄</p>	<p>第一条 この法律は、平成三十一年四月一日から施行する。</p> <p>（政令への委任）</p> <p>第二条 この法律は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>（政令への委任）</p> <p>第三条 附則（平成二九年九月一八日法律第七 （施行期日）七号）抄</p>	<p>第一条 この法律は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>（政令への委任）</p> <p>第二条 この法律は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>（政令への委任）</p> <p>第三条 附則（平成三十一年四月一日法律第五 （施行期日）九号）抄</p>
<p>第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>第二条 目次の改正規定（「第二十九条の二」を「第二十九条の三」に改める部分に限る。）及び第四章中第二十九条の二の次に一条を加える改正規定並びに附則第五条の規定は、平成二十七年十月一日</p>	<p>第一条 この法律は、平成三十一年三月三一日法律第一 （施行期日）一号）抄</p>	<p>第一条 この法律は、平成三十一年三月三一日法律第一 （施行期日）九号）抄</p>	<p>第一条 この法律は、平成三十一年六月二二日法律第六 （施行期日）一号）抄</p>	<p>第一条 この法律は、平成三十一年六月二二日法律第六 （施行期日）九号）抄</p>	<p>第一条 この法律は、平成三十一年六月二二日法律第六 （施行期日）九号）抄</p>
<p>第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>第二条 目次の改正規定（「第二十九条の二」を「第二十九条の三」に改める部分に限る。）及び第四章中第二十九条の二の次に一条を加える改正規定並びに附則第五条の規定は、平成二十七年十月一日</p>	<p>第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。</p> <p>（政令への委任）</p> <p>第二条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>（政令への委任）</p> <p>第三条 附則（令和二年一月二七日法律第五 （施行期日）九号）抄</p>	<p>第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。</p> <p>（政令への委任）</p> <p>第二条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>（政令への委任）</p> <p>第三条 附則（令和元年一月二七日法律第五 （施行期日）九号）抄</p>	<p>第一条 この法律は、令和元年六月二八日法律第五 （施行期日）一号）抄</p>	<p>第一条 この法律は、令和元年六月二八日法律第五 （施行期日）一号）抄</p>	<p>第一条 この法律は、令和元年六月二八日法律第五 （施行期日）一号）抄</p>
<p>第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>第二条 目次の改正規定（「第二十九条の二」を「第二十九条の三」に改める部分に限る。）及び第四章中第二十九条の二の次に一条を加える改正規定並びに附則第五条の規定は、平成二十七年十月一日</p>	<p>第一条 この法律は、令和二年一月二七日法律第五 （施行期日）一号）抄</p>	<p>第一条 この法律は、令和二年一月二七日法律第五 （施行期日）一号）抄</p>	<p>第一条 この法律は、令和二年一月二七日法律第五 （施行期日）一号）抄</p>	<p>第一条 この法律は、令和二年一月二七日法律第五 （施行期日）一号）抄</p>	<p>第一条 この法律は、令和二年一月二七日法律第五 （施行期日）一号）抄</p>

(施行期日)
第一条 この法律は、令和三年四月一日から施行する。

附 則 (令和三年六月一八日法律第七七号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、令和三年十月一日から施行する。

附 則 (令和四年三月三一日法律第一〇号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (令和四年五月二日法律第三六号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次条から附則第六条まで並びに附則第十条、第十二条及び第十三条の規定は、公布の日から施行する。

(政令への委任)

第十三条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和四年一一月二八日法律第九二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和五年四月一日から施行する。ただし、附則第二項の改正規定並びに次条及び附則第五条から第九条までの規定は、公布の日から施行する。

附 則 (令和六年三月三〇日法律第六六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。